

専利実施許諾契約

ライセンサー _____

郵送先住所 _____

ライセンシー _____

郵送先住所 _____

締結地

締結日 年 月 日

有効期限 年 月 日まで

国家知識産権局監修

2023年6月

前文（説明条項）

本専利実施許諾契約（「**本契約**」）は以下の双方が____年____月____日（「**調印日**」）に____（「**調印地**」）にて調印するものである。

ライセンサー：_____（「**ライセンサー**」）

郵送先住所：_____

郵便番号：_____

法定代表者：_____

担当者：_____

電話：_____

メール：_____

ライセンシー：_____（「**ライセンシー**」）

郵送先住所：_____

郵便番号：_____

法定代表者：_____

担当者：_____

電話：_____

メール：_____

ライセンサー、ライセンシーを単独で「一方」と称し、合わせて「双方」と称する。

説明：

- (1) ライセンサーは許諾専利（定義は第一条を参照）の_____（権利者／権利者の委任者／再許諾者）である。
- (2) ライセンシーは許諾を得て許諾専利を実施することを希望する。
- (3) ライセンサーはライセンシーに請求された許諾を与えることを承認する。

対等な協議を行い、双方共に以下のとおり本契約の締結を承認する。

第一条 名詞と用語（定義条項）

本契約において、双方が別途に書面の約定を有しない限り、以下の用語は下記の意味を有する。

1. 「本契約」「調印日」「調印地」「ライセンサー」「ライセンシー」「一方」及び「双方」とは前文に規定の意味を有するものとする。
2. 「許諾専利」「許諾期限」「許諾地域」「許諾実施行為」は本契約の第二条に規定の意味を有するものとする。
3. 「一般的な実施許諾」とは、ライセンサーが許諾専利の実施を許諾すると約定した範囲内で、ライセンシーが該許諾専利を実施することを許諾し、且つ該許諾専利を自身で実施するか、又はライセンシー以外の機関もしくは個人が実施することを許諾する権利が留保されていることを意味する。
4. 「排他的な実施許諾」とは、ライセンサーが許諾専利の実施を許諾すると約定した範囲内で、該許諾専利を単一のライセンシーのみが実施することを許諾するが、ライセンサーが約定により該許諾専利を自身で実施することができることを意味する。
5. 「独占的な実施許諾」とは、ライセンサーが許諾専利の実施を許諾すると約定した範囲内で、該許諾専利を単一のライセンシーのみが実施することを許諾し、ライセンサーが約定により該許諾専利を実施することができないことを意味する。
6. 「再許諾」とは、ライセンシーが約定により本契約で言及している許諾専利を、関係当事者を含む第三者に許諾することを意味する。
7. 「関係当事者」とは以下の第_____項に規定の意味を有するものとする。

- (1) 任意の一方にとって、関係当事者とは該一方により制御されるか、該一方を制御するか、又は該一方と同じ制御下にある主体のことを意味する。「**制御**」とは以下を意味する。①該主体の50%以上の株式議決権を直接もしくは間接的に有する。又は②株式、権益、もしくは契約等の他の方式により、該主体の管理もしくは政策を決定するかもしくはそれに影響を与える権力を有する。
- (2) 本契約でいう「**関係当事者**」とは本契約の添付書類一に規定の意味を有するものとする。
8. 「**許諾費用**」「**許諾製品**」「**純売上高**」「**純利益**」とは本契約の第三条に規定の意味を有するものとする。
9. 「**技術資料**」「**査収基準**」とは本契約の第四条に規定の意味を有するものとする。
10. 「**技術サービス**」「**研修**」とは本契約の第五条に規定の意味を有するものとする。
11. 「**機密情報**」とは本契約の第六条に規定の意味を有するものとする。
12. 「**主要応訴側**」「**補助応訴側**」とは本契約の第十条に規定の意味を有するものとする。
13. 「**不可抗力事由**」とは本契約の第十二条に規定の意味を有するものとする。

本契約における他の用語及びその意味は添付書類一に準ずる。

第二条 許諾の付与

1. 許諾専利

本契約における許諾専利（「許諾専利」）は以下の第_____番の方式により確定される（単一選択）。

- (1) 本契約における許諾専利は名称が_____の発明であり、専利出願番号は_____であり、専利の種類は_____（外観設計専利／実用新案専利／発明専利）である。許諾専利の出願日は_____年___月___日である。本契約の調印日の時点で、許諾専利の状態は_____（授権済み／出願中）である。
- (2) 本契約における許諾専利は本契約の添付書類二に列記されている発明であり、本契約における許諾専利は計_____件である。
- (3) _____

2. 許諾の方式と範囲

本契約を守る前提で、許諾専利について、ライセンサーはライセンシーに（一般的な実施許諾／排他的な実施許諾／独占的な実施許諾）の方式による専利実施許諾を付与し、該許諾は以下の条件に制限される。

- (1) ライセンシーは本契約に約定される許諾期限（「許諾期限」）の範囲内で許諾専利を実施する必要がある、本契約に約定される許諾期限は下記のとおりである。 _____

- (2) ライセンシーは本契約に約定される許諾地域（「許諾地域」）の範囲内で許諾専利を実施する必要がある、本契約に約定される許諾地域は下記のとおりである。 _____

- (3) ライセンシーは本契約の第二条第4款の再許諾についての約定を遵守する必要がある。

- (4) ライセンシーが遵守する必要があると本契約により約定される他の条件。

3. 許諾実施行為

許諾専利について、本契約により得る専利実施許諾に従って、ライセンシーは以下の第___項に記載の実施行為（「許諾実施行為」）を行うことができる（複数選択可）。

- (1) 生産経営を目的とする、許諾専利の保護範囲内の製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入。
- (2) 生産経営を目的とする、許諾専利の方法の使用。
- (3) 生産経営を目的とする、許諾専利の方法により直接的に取得する製品の使用、販売の申し出、販売、輸入。
- (4) 生産経営を目的とする、許諾専利（許諾専利が外観設計専利である場合）の保護範囲内の製品の製造、販売の申し出、販売、輸入。
- (5) _____

4. 再許諾

本契約を守る前提で、許諾専利の再許諾の事柄について、双方は以下の第___項に記載の取り決めに基づいて処理を行うことを承認する（単一選択）。

- (1) ライセンサーの事前の書面での合意を得ずに、ライセンシーは任意の第三者に許諾専利の任意の再許諾を与えることはできない。
- (2) ライセンシーはライセンサーの事前の書面での合意を得ずに、サブライセンシーに再許諾を与える権利を有し、該再許諾は本

契約の第二条第2項で約定される方式及び範囲を超えてはならない。

(3) _____

5. 専利実施許諾契約の届出

_____（ライセンサー／ライセンシー）は_____日前までに、本契約についての届出を国家知識産権局に行い、商業的に合理的な最善の努力を払って専利実施許諾契約の届出を可能な限り迅速に完了させる必要がある。_____（ライセンサー／ライセンシー）は商業的に合理的な努力を払って上記の専利実施許諾契約の届出の完了に協力する必要がある。

専利実施許諾契約の届出を行うために必要な費用（仲介機関の利用料を含む）は_____（ライセンサー単独／ライセンシー単独／双方共同／その他）の負担とする。

第三条 許諾費用及び支払い方式

1. 許諾費用及び支払い方式

本契約の第二条に記載の許諾の代価として、ライセンシーは以下の第__項の約定の支払い方式に従って許諾費用（「許諾費用」）を支払うことを承認する（複数選択可）。

(1) 固定費の支払い

ライセンシーはライセンサーへの固定費計（人民元／米ドル／その他）

_____ (元/米ドル/その他) (大字: _____)
を支払う必要があり、ライセンシーは以下の第__番の方式で
固定費を支払う必要がある (単一選択)。

①一括支払い: _____日前までに、ライセンシーはライ
センサーに全ての許諾費用、すなわち (人民元/米ドル/
その他) _____ (元/米ドル/その他) (大
字: _____) を支払う必要がある。

②分割支払い:

第一支払い: _____日前までに、ライセンシーはラ
イセンサーに許諾費用の _____%、すなわち (人民元/米
ドル/その他) _____ (元/米ドル/その他) (大
字: _____) を支払う必要がある。

第二支払い: _____日前までに、ライセンシーはラ
イセンサーに許諾費用の _____%、すなわち (人民元/米
ドル/その他) _____ (元/米ドル/その他) (大
字: _____) を支払う必要がある。

最終支払い: _____日前までに、ライセンシーはライ
センサーに全ての許諾費用、すなわち (人民元/米ドル/
その他) _____ (元/米ドル/その他) (大
字: _____) を支払う必要がある。

(2) マイルストーン支払い

ライセンシーは添付書類三に列記された支払い条件に従って、
対応する条件を満たした時に、添付書類三に記載のステップに
よりライセンサーにマイルストーン支払いを行う。

(3) ランニングロイヤリティの支払い

本契約でいう許諾製品（「許諾製品」）とは、双方が添付書類四に列記されている許諾製品のリスト又は双方の約定に基づいて確認した許諾専利が適用される製品を意味する。ライセンシーは以下の第____番の方式によりランニングロイヤリティを支払う必要がある（単一選択）。

①売上高のランニングロイヤリティ：許諾製品の初回販売の日から、ライセンシーは_____（一年ごと／半月ごと／一か月ごと／その他）の末日までにライセンシーに_____（当年分／半年分／当月分／その他）の許諾製品の純売上高の____%を支払う必要がある。本契約でいう純売上高（「純売上高」）とは_____（ライセンシー／ライセンシー及びその関係当事者／ライセンシー、その関係当事者及びサブライセンシー／その他）が指定の期間において信頼性のある公平な取引を通じて第三者に許諾製品を販売して得た総額（合法的に且つ合規的に発行された請求書の金額に準ずる）のことを意味し、包装費用、輸送費用、税金、広告費用及び法律法規の要件を満たす商業上の割引、_____は差し引かれる。

②利益のランニングロイヤリティ：許諾製品の初回販売の日から、ライセンシーは_____（一年ごと／半月ごと／一か月ごと／その他）の末日までにライセンシーに_____（当年分／半年分／当月分／その他）の許諾製品の純利益の____%を支払う必要がある。本契約でいう純売上高（「純売上高」）とは_____（ライセンシー／ライセンシー及びその関係当事者／ライセンシー、その関係当事者及びサブライセンシー／その他）が指定の期間において信頼性のある公平な取引を通じて第三者に許諾製品を販売して得た総額（合法的に且つ合規的に発行された請求書の金額に準ずる）のことを意味し、包装費用、輸送費用、税金、広告費用及び法律法規の要件を満たす商業上の割引は差し引かれ、許諾製品の生産材料

の仕入れコスト、 _____ も
差し引かれる。

- ③イニシャルペイメント及び _____ (売上高/利益) のランニングロイヤリティ： _____ 日
前までに、ライセンサーはライセンサーにイニシャルペイ
メント (人民元/米ドル/その他) _____ (元/米ドル
/その他) (大字： _____) を支払ってから、
上記の第 _____ 番の方式でライセンサーに相応のランニング
ロイヤリティを支払う必要がある。

- ④ _____

ライセンサーは、ライセンサーがライセンサーのランニングロ
イヤリティの支払い義務の履行状況を監査できるように保証
する、財務勘定、生産勘定、輸送勘定等を含む詳細で完全且つ
正確な勘定記録を保存する必要がある。ライセンサーが合理的
な事前の通知を行った上で、ライセンサーはライセンサー又は
ライセンサーが委任した機関に当該の記録を公開してライセ
ンサーの監査に供する必要がある。監査の最終的な結果、ライ
センサーがライセンサーに実際に支払ったランニングロイヤ
リティが、ライセンサーがライセンサーに支払う必要のあるラ
ンニングロイヤリティよりも少なければ、ライセンサーはライ
センサーに相応の差額を支払うよう要求する権利を有し、当該
の差額が、ライセンサーがライセンサーに支払う必要のあるラ
ンニングロイヤリティの _____ %を超えていれば、ライセン
サーは監査により生じる費用も負担する必要がある。

- (4) 他の費用の支払い形式

2. 国際決算方式（オプション）

本契約は国境を越えた国際的な支払いに関するため、双方は _____（国際送金／国際代金取立て／国際信用状／国際ファクタリング）決算方式で許諾費用を決算することを承認し、具体的な取り決めは下記のとおりである。

3. 支払い口座番号

ライセンサーは上記支払い方式で許諾費用をライセンサーの口座番号に支払うか、又は現金でライセンサーに支払う。ライセンサーの口座名義人、取引銀行及び口座番号は下記のとおりである。

口座名義人： _____

取引銀行： _____

口座番号： _____

4. 複数の専利（出願）権者が共同で有する許諾専利の許諾費用の配分方法について、以下の第_____番の方式により確定される（単一選択）。

(1) 専利（出願）権者 _____ の配分比率は _____ % とする。

専利（出願）権者 _____ の配分比率は _____ % とする。

専利（出願）権者 _____ の配分比率は _____ % とする。

(2) 共同で有する許諾専利の専利（出願）権者が自身らで協議し、許諾専利の許諾費用の配分方法を別途に約定する。

(3) _____

第四条 技術資料の配布と査収（オプション）

1. 技術資料の確定

ライセンサーは本契約の約定に従ってライセンシーに技術資料（「**技術資料**」）を提供する必要がある、本契約における技術資料は以下の第__番の方式により確定される（単一選択）。

- (1) 技術資料とは、本契約の効力が生じる前に、ライセンサーが所有している許諾専利に関する全ての文書であり、以下を含むがこれらに限定されない。
 - ① 図面、技術仕様、製造規範と基準及び許諾製品の他の製造組み立て、現場取り付け、試験、操作と保全の文書。
 - ② 調達予定の組立部品及び材料のリスト、調達基準及び調達に求められる必須情報。
 - ③ 許諾製品及びその主な組立部品の技術説明の詳細な説明。
- (2) 技術資料は双方が添付書類五において確認したリストに準ずる。
- (3) _____

1. 技術資料の配布

ライセンサーは以下の第__項の約定に従って技術資料を配布する必要がある（単一選択）。

- (1) ライセンサーは____日前までに、____（場所）にて____
____の方式で、ライセンシーに全ての技術資料を配布する必要がある。
- (2) 技術資料の配布の取り決めは双方の添付書類五における確認のフローに準ずる。

(3) _____

3. 技術資料の査収

(1) ライセンシーは配布された技術資料を受け取ってから____日以内に_____（自身で／適切な資格を有する第三者機関に委任して）技術資料を査収する必要があり、ライセンサーは積極的に協力する必要がある。

(2) 双方が合意しており、技術資料の査収基準（「**査収基準**」）は以下の第_項の約定により確定される（単一選択）。

① ライセンシーが使用する関連の設備、材料、条件、プロセス及び技術者の能力、技術力等がいずれも許諾専利の実施条件を満たした上で、技術資料はライセンシーが許諾専利を実施できるように保証するものでなければならない。

② 技術資料は添付書類五における約定の基準を満たすものでなければならない。

③ _____

査収基準を満たすものを査収した際に、ライセンシーはライセンサーに査収合格の書面証書を提供する必要がある。ライセンシーが技術資料を受け取ってから____日以内に、ライセンシーがライセンサーに査収合格の書面証書を提供せず、ライセンサーへの査収不合格通知書の発行も行わなければ、技術資料は査収基準を満たすものとみなす。ライセンシーの査収について技術資料の全て又は一部が査収基準を満たしていないと判明した場合、以下の第____項の約定に準じて処理を行う必要がある（単一選択）。

- (1) ライセンシーはライセンサーに査収不合格の件及び関連の理由を即時に通知する必要がある、ライセンサーは査収不合格の通知を受けた日から___日以内に、当該の査収不合格に対する救済措置を行う必要がある。当該の救済措置行為が完了すると、査収合格となるまで、ライセンサーは救済措置の技術資料をライセンシーに提出して再査収を受ける必要がある。
- (2) ライセンシーはライセンサーに査収不合格の件及び関連の理由を即時に通知する必要がある、ライセンサーは査収不合格の通知を受けた日から___日以内に当該の査収不合格に対する救済措置を行う必要がある。当該の救済措置行為が完了すると、ライセンサーは救済措置の技術資料をライセンシーに提出して再査収を受ける必要がある、____回目の査収を受けても不合格であった場合、ライセンシーは本契約を停止する権利を有し、またライセンサーはライセンシーの支払い済みの許諾費用を返還してライセンシーの損失の一部を賠償する必要がある。
- (3) ライセンシーは本契約を停止させる権利を有し、またライセンサーはライセンシーの支払い済みの許諾費用を返還してライセンシーの損失の一部を賠償する必要がある。
- (4) _____

査収に関する費用は_____ (ライセンサー単独/ライセンシー単独/双方共同/その他) の負担とする。

第五条 技術サービスと研修 (オプション)

1. 技術サービス

ライセンサーは本契約に基づいてライセンシーに以下の第___項に記載の技術サービス(「技術サービス」)を提供する必要がある(単一選択)。

(1) 技術サービスの内容及び提供方式は添付書類六に準ずる。

(2) _____

2. 研修

ライセンサーは本契約に基づいてライセンシーに以下の第____項に記載の研修（「**研修**」）を提供する必要がある（単一選択）。

(1) 研修の内容及び提供方式は添付書類六に準ずる。

(2) _____

3. ライセンサーの技術サービス又は研修が完了した後に、双方共に査収証明書類に署名する。技術サービス又は研修の過程で生じる各費用は_____（ライセンサー単独／ライセンシー単独／双方共同／その他）の負担とする。

第六条 機密保持条項

1. 本契約における機密情報（「**機密情報**」）は以下の第____番の方式により確定される（単一選択）。

(1) 機密情報とは一方（以下「**開示側**」と称する）が口頭、書面又は他の方式で他方（以下「**受領側**」と称する）に直接又は間接的に開示する全ての情報を意味する。当該の情報は本契約の各条項の具体的な内容、本契約の調印及び履行状況（双方の協議を経て承認した後の専利実施許諾契約の届出等の方式で公開されている情報は含まない）及び開示側が開示する技術資料及

び財務、商業、業務、運営又は技術に関連する他の非公開情報を含むがこれらに限定されない。

機密情報は以下を含まない。

- ① 受領側の開示により公に知られるものではない情報。
- ② 開示側の開示よりも前に、受領側に正当に知られていた情報。
- ③ 受領側が第三者から合法的に、且つ機密保持制限又は機密保持義務に一切違反することなく入手した情報。
- ④ 受領側が機密情報を一切使用することなく、又は受領側の本契約における義務に一切違反することなく独自に構成した情報。

⑤ _____

(2) _____

2. 開示側の事前の書面での合意を得ている場合又は本契約で別途に約定している場合を除き、(1) 受領側は開示側の機密情報を厳守し、これを保護するために必要なあらゆる機密保持措置及び機密保持体制を採択する必要がある。(2) 受領側は本契約に規定の自身の義務の履行又は本契約に規定の自身の権利を行使するためにのみ任意の当該の機密情報を使用することができる。(3) 受領側は本契約における機密情報を受領側以外の任意の第三者に開示又は漏洩してはならない。

3. 受領側は本契約に規定の自身の義務の履行及び本契約に規定の自身の権利の行使に必要な範囲においてのみ、_____ (関連当事者／従業員／取締役／代理人／請負業者／コンサルタント／顧問／その他) に対して知る必要がある範囲に限って開示側の機密情報を開示する

ことができ、上記の者は受領側と機密保持協定を締結し且つ本条の規定に合致する機密保持及び不使用義務を遵守しなければならない。

4. 本契約の履行が完了した場合又は事情により終了、変更する場合、受領側は開示側の全ての機密情報を開示側に即刻返却するか又は破棄する必要がある。また、受領側は受領側代表が署名した返却又は破棄に関する書面の証明を開示側に提供する必要がある。
5. 本機密保持条項の効力は以下の第____番の方式により確定される（単一選択）。
 - (1) 本機密保持条項は本契約の効力が生じてから____日以内に有効となる。
 - (2) 本機密保持条項は本契約の完了又は終了後も引き続き効力を有する。
 - (3) _____

第七条 後続の改善成果の提供と分け合い

双方は許諾専利に基づいて後続の改善を行う権利を有し、これにより生じた技術的成果について本契約では「**改善成果**」と称し、双方は「改善成果」の具体的な範囲を別途に書面で確認することができる。双方は改善成果について以下の第____項の約定に従って処理を行う（複数選択可）。

- (1) 一方は完成した改善成果について、成果の完成から____日以内に他方に通知する必要がある。
- (2) 一方が単独で完成させた改善について、専利出願の権利を含む全ての権益は該当事者が単独で有する。
- (3) 一方が単独で完成させた改善について、他方は同等の条件で__

_____（許諾を優先的に得る／優先的に購入する／無償で使用する／その他）権利を有する。

(4) 双方が共同で完成させた改善について、専利出願の権利を含む全ての権益は双方が共同で有する。

(5) _____

第八条 陳述と保証

1. ライセンサーは特にここに以下の第_____項に記載の陳述と保証を行う（複数選択可）。

(1) 本契約の調印日から、ライセンサーは許諾専利を許諾及び開示する完全な権利を有する。

(2) 許諾専利には本契約におけるライセンサーによる許諾に影響するか又はそれを制限する権利負担は一切なく、且つ本契約における許諾に影響するか又はそれを制限する第三者と締結した契約は一切存在しない。

(3) ライセンサーは、(a) 許諾専利の任意の請求項が無効もしくは履行不能となる、又は (b) 許諾専利に含まれる任意の専利出願の任意の請求項を認めないかもしくは現在の出願の範囲よりも著しく制限する、又は (c) ライセンサーが本契約に基づいて許諾専利を実施することで第三者の合法的な権利を侵害することとなる、主張、起訴、訴訟又は法的手続きの通知又は脅迫を一切受けることはなく、且つ一切の情報を知ることはないか又は知る理由がない。

(4) 本契約の調印後は、第三者が許諾専利の実施について任意の権利侵害控訴を行った場合、ライセンサーはライセンサーの応訴への参与及び抗弁を補助し、許諾専利技術の実施に影響しないように可能な限り助ける必要がある。生じる民事責任の所在は、双方の別途の協議により確定するが、ライセンサーが本契

約の約定に背いて実施を行ったことによる権利侵害については除外される。

(5) 本契約の有効期間に、ライセンサーは受け取り済みの専利管理部門又は法院が発行した許諾専利の法的状態が変化したこと又は変化が生じる可能性があることを示す文書（専利権無効宣告請求書、口頭審理通知書、専利出願審査意見通知書、取り下げられたとみなす通知書、拒絶通知書等）の情報をライセンシーに即時に通知する。

(6) 本契約の有効期間に、ライセンサーは年間専利料を適時に納入し、許諾専利の有効性を維持する。

(7) _____

2. ライセンシーは特にここに以下の第_____項に記載の陳述と保証を行う（複数選択可）。

(1) 本契約の有効期間に、ライセンシーは本契約の約定に従って許諾専利を積極的に実施する。

(2) ライセンシーはライセンサーによる本契約の届出に積極的に協力する。

(3) _____

第九条 技術の輸出入（オプション）

双方共に本契約における許諾専利の輸出入管理について周到且つ慎重な調査義務を果たしており、且つ許諾専利が全ての適切な技術の輸出入管理の関連規定に適合し、且つ必要な許諾又は授權を得ていること（該当する場合）を承認する。

第十条 権利侵害対応及び共同専利保護

1. 第三者が許諾専利の実施に対して権利侵害控訴を行った場合、まず通知を受けた一方が、通知を受けてから____日以内に他方に通知し、双方は以下の第____項の約定に従って処理を行うことを承認する（単一選択）。

(1) 双方は共同応訴の事柄について約定を行わず、応訴の全ての法的な権利は各自に留保される。

(2) 双方は通知を受けた一方が通知を受けてから____日以内に、具体的な応訴の事柄について別途に協議する必要がある。

(3) _____（ライセンサー／ライセンシー）（「**主要応訴側**」）が応訴の関連費用を負担し、応訴の具体的な方法は主要応訴側の意見に依拠するが、_____（ライセンシー／ライセンサー）（「**補助応訴側**」）は必要な補助を行う必要がある。補助応訴側が主要応訴側の書面の合意を得ずに抗弁又は和解したことで支払いを要求された一切の費用及び損失について、主要応訴側はこれを負担しない。ただし主要応訴側が通知を受けてから____日以内に応訴を行わないか又は応訴を放棄した場合、補助応訴側は本項の制限を受けずに自費で応訴に参加する権利を有する。

(4) _____

2. 第三者が任意の許諾専利を侵害している疑いがあることについて一方が通知を受けた場合、通知を受けてから____日以内に他方に通知し、双方は以下の第____項の約定に従って処理を行うことを承認する（単一選択）。

(1) ライセンサーは権利侵害側と交渉を行うか、又は専利業務を管理する部門に請求を行うかもしくは人民法院に訴訟を提起する責を負い、ライセンシーはこれを援助する必要がある。

- (2) ライセンサーは自身で合理的に確定した期限内に、権利侵害側と交渉を行うか、又は専利業務を管理する部門に請求を行うかもしくは人民法院に訴訟を提起する責を負う。上記の期限が満了すると、ライセンシーはライセンサーが合理的に確定した範囲内で、権利侵害側と交渉を行う権利を有するか、又は専利業務を管理する部門に請求を行うかもしくは人民法院に訴訟を提起する責を負う。
- (3) ライセンシーはまず、ライセンサーが合理的に確定した範囲内で、権利侵害側と交渉を行う権利を有するか、又は専利業務を管理する部門に請求を行うかもしくは人民法院に訴訟を提起する責を負い、次にライセンサーは自身の弁護士に代理で当該の手續きに参与させる権利を有する。ライセンシーが書面の形式でライセンサーに当該の手續きを提起しないと通知した場合、ライセンサーはライセンシーと協議を行った後に、自身で合理的に確定した範囲内で、権利侵害側と交渉を行うか、又は専利業務を管理する部門に請求を行うかもしくは人民法院に訴訟を提起する責を負う。
- (4) _____

権利維持の収益は _____
_____ (ライセンサー単独／ライセンシー単独／双方共同／その他) が有し、生じる費用は _____
_____ (ライセンサー単独／ライセンシー単独／双方共同／その他) の負担とする。

第十一条 専利権が無効宣告された (又は専利出願が拒絶された) 場合の処理

1. 有効な無効審決により許諾専利が全部無効宣告された場合、双方は以下の第__項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する (複数選択)。

- (1) 無効又は訴訟の答弁及び費用について。許諾期限内に、他者が専利管理部門に許諾専利の専利権の無効宣告を請求し、該専利権の無効宣告又は専利管理部門の決定を不服として人民法院に起訴を行う際に、ライセンサーは答弁の責を負い、これにより生じる費用はライセンサーが単独で負担する。ライセンサーは授權請求項に削除又は組み込み方式の修正を行う場合、ライセンシーの合意を得る必要がある。
- (2) 許諾費用を返還するか否かの処理について。本契約の効力が生じてから、公平の原則に明らかな違反がなく、且つライセンサーが悪意でライセンシーに損失を与えていない場合、専利権無効宣告請求審査決定書に記載の決定の日よりも前に支払った許諾費用について、ライセンサーはライセンシーに返還する必要がない。そうでない場合、ライセンシーはライセンサーの支払い済みの許諾費用を返還する必要がある。
- (3) 契約の履行について。無効宣告された許諾専利が再度有効と判断されるまで、本契約は履行を停止し、ライセンシーは費用の支払いを停止する。
- (4)

2. 専利出願に実施許諾を行い、且つ該専利出願が取り下げられたとみなされた場合又は拒絶された場合、双方は以下の第___項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する（複数選択）。

- (1) 取り下げられたとみなされたことに対する答弁又は拒絶に対する復審請求及び費用について。許諾期限内は、取り下げられたとみなす通知書又は拒絶決定書についてライセンサーが答弁の

責を負い、これにより生じる、公定費用及び仲介機関の手数料を含む費用は、ライセンサーが単独で負担する。ライセンサーが合理的な範囲内でライセンシーに提供するよう求める援助について、ライセンシーは協力する必要がある。

(2) 許諾費用を返還するか否かの処理について。本契約の効力が生じてから、公平の原則に明らかな違反がなく、且つライセンサーが悪意でライセンシーに損失を与えていない場合、取り下げられたとみなす通知書又は拒絶決定書に記載の日よりも前にライセンシーが支払った許諾費用について、ライセンサーはライセンシーに返還する必要がある。そうでない場合、ライセンシーはライセンサーの支払い済みの許諾費用を返還する必要がある。

(3) 契約の履行について。該許諾専利出願に専利権が付与されるまで、本契約の履行を停止し、ライセンシーは費用の支払いを停止する。

(4)

第十二条 不可抗力

1. 本契約の一方はいずれも合理的な予見、制御、克服又は回避できない理由による本契約における任意の義務の違反又は不履行について責任を負う必要はなく、これらの理由は禁輸、戦争、戦争行為（宣戦布告の有無を問わず）、テロ行為、反乱、暴動、内乱、ストライキ、操業停止、伝染病又は他の労働紛争、火災、洪水、地震、又は他の自然現象、又は政府当局もしくは他方の作為、不作為もしくは遅滞が含まれる（「不可抗力事由」）。
2. 不可抗力事由が生じると、双方は以下の第____項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する（複数選択可）。

- (1) いずれか一方が不可抗力事由の存在を発見した際は他方に即時に通知し、当該通知は不可抗力の詳細、程度、影響及び_____等を含む。
- (2) いずれか一方が不可抗力事由の存在を発見した際は即時に必要な且つ合理的なあらゆる努力を払って損失を軽減する措置を採択する必要がある。
- (3) 不可抗力事由によりいずれか一方が本契約の約定に基づいて義務を履行することができない場合、本契約の義務を履行できない一方が契約不履行に関する書面の証明を他方に提供する必要がある、且つ該証明は該一方にとって本契約の履行が確かに不適であることを明確に表明するものでなければならない。双方は友好的な協議により再確認時期に本契約の約定の内容を引き続き履行する必要がある。
- (4) 不可抗力事由により本契約における任意の義務の違反又は履行不能が日間以上継続した場合、一方はいずれも本契約を終了させる権利を有する。不可抗力事由による本契約の終了について、一方はいずれも他方に対して一切の責任を負わない。
- (5) _____

第十三条 送達

本契約の前文（説明条項）に列記された郵送先住所、担当者等の連絡先情報は双方の連絡、配布資料の配布、書面書類の送達及び紛争解決時の法的文書の送達に使用する。一方が連絡先情報を変更する場合、_____日前までに書面の形式で他方に通知する必要がある。

第十四条 違約と損害賠償

1. ライセンサーが本契約の第四条及び第五条の約定に従ってライセンスに資料の配布及び／又は技術サービスと研修の提供を行わず、ライセンスが許諾専利を実施することができなかつた場合、ライセンス

一が許諾専利の実施により得ることができる利益を含め、ライセンシーのこれによる損失を賠償する必要がある。

2. ライセンサーが許諾期限内に許諾専利の有効性を維持せず、許諾専利の全ての効力が失われた場合、ライセンシーは契約を解除し、且つライセンサーが全ての許諾費用を返還すると同時に、ライセンシーの違約金_____（人民元／米ドル／その他）を支払うよう要求することができる。

3. 排他的な実施許諾において、ライセンシー以外の第三者が本契約における許諾専利を実施することをライセンサーが許諾した場合、又は独占的な実施許諾において、本契約における許諾専利をライセンサーが自身で実施するかもしくはライセンシー以外の第三者が実施することを許諾した場合、ライセンシーは契約を解除し、ライセンサーが全ての許諾費用を返還すると同時に、ライセンシーのそれによる損失を賠償するように要求することができる。

4. ライセンシーが本契約の約定に従って許諾費用を期日通りに満額支払わない場合、許諾費用を追加で支払い、且つ一日当たりの利息____及び遅滞日数に応じてライセンサーに違約金を支払う必要がある。

5. ライセンシーが契約の機密保持条項に違反し、ライセンサーの機密情報が漏洩した場合、ライセンサーのこれによる損失を賠償する必要がある。

6. いずれか一方が本契約における他の義務を履行できない場合、契約遵守側のこれによる損失について責任を負う必要がある。

第十五条 税

本契約の別途の約定がない限り、双方は本契約において生じる全ての税について以下の第__項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する（単一選択）。

(1) 本契約において生じる全ての税は_____（ライセンサー／ライセンシー／双方各自／その他）の負担とする。

(2) 双方は法律の規定に従い、法的に規定された各項の納税義務を各自で独立して負う。

(3) _____

第十六条 紛争解決

1. 双方は以下の第____項に従って本契約に適用される法律を確定することを承認する（単一選択）。

(1) 本契約は中華人民共和国の法律を適用する。

(2) 本契約は国際専利実施許諾契約であり、双方は_____国／地域（本契約の履行地／本契約の調印地／特定の中立国家又は地域の法律／双方の所在地の法律……）の法律を適用することを承認する。

2. 本契約の履行中に紛争が発生した場合、双方は友好的な協議を行って解決する必要がある。双方の協議が成立しなかった場合、いずれか一方は以下の第____番の方式で処理を行うよう採択することができる（単一選択）。

(1) _____（ライセンサー所在地／ライセンシー所在地／本契約の調印地／本契約の履行地……）の管轄権を有する人民法院に訴訟を提起する。

(2) _____仲裁委員会に仲裁を要請する。

(3) _____

第十七条 契約の効力の発生、変更と終了

1. 本契約は_____（双方の署名押印の日／その他）から効力が生じる。本契約は計__通であり、双方がそれぞれ__通を保有し、さらに一通を専利実施許諾契約届出用とし、一通を技術契約認定登記用とし、それぞれが同等の法的効力を有する。
2. 本契約の内容のあらゆる修正又は変更には双方の書面での署名による合意が必要となる。
3. 本契約の別途の約定がない限り、一方が本契約の約定の義務に違反した場合、他方は契約違反側に本契約の約定の義務を履行し、且つ相応の責任を負うよう要求することを書面で通知する権利を有する。契約違反側が書面の通知を受けてから_日以内に関連の義務を履行していない場合、契約遵守側は契約違反側に本契約を終了することを書面で通知する権利を有する。
4. 双方は、本契約及び本契約において言及されているあらゆる文書が本契約における協力事項について成立した双方の間の完全な契約を構成していること、及び本契約が双方の以前の該事項について成立した又は双方の間に存在する口頭又は書面の全ての取り決め、契約、草案、保証、陳述又は理解に優先することを認める。

第十八条 その他

(本頁以下は本文ではなく、本契約の添付書類及び調印頁に続く)

(本頁は本文ではなく、『専利実施許諾契約』の調印頁である)

ライセンサー署名押印

ライセンシー署名押印

ライセンサー法人代表署名押印

ライセンシー法人代表署名押印

年 月 日

年 月 日

ライセンサー	名称（又は名前）	(押印)		
	統一社会信用コード			
	法人代表	(押印)	委任代理人	(押印)
	担当者	(押印)		
	住所 (郵送先住所)			
	電話		ケーブルアドレス	
	取引銀行			
	口座番号		郵便番号	
ライセンシー	名称（又は名前）	(押印)		
	統一社会信用コード			
	法人代表	(押印)	委任代理人	(押印)
	担当者	(押印)		
	住所 (郵送先住所)			
	電話		ケーブルアドレス	
	取引銀行			
	口座番号		郵便番号	
仲介側	機関名称	(公印) 年 月 日		
	法人代表	(押印)	委任代理人	(押印)
	担当者	(押印)		
	住所 (郵送先住所)			
	電話		ケーブルアドレス	
	取引銀行			

	口座番号		郵便番号	
--	------	--	------	--

添付書類一 補足の名詞と用語

添付書類二 許諾專利のリスト

専利の名称	専利出願番号	出願日	授権日	権利者	専利の種類	現在の法的状態

添付書類三 マイルストーン支払い条件

マイルストーン事項 (支払い条件)	支払い金額

添付書類四 許諾製品のリスト／確認方式

添付書類五 技術資料のリスト

技術資料	配布フロー	査収基準

添付書類六 技術サービス／研修のリスト

技術サービス／研修の内容	提供形式	査収基準

専利実施許諾契約 締結ガイド

国家知識産権局

2023年6月

専利実施許諾契約

締結ガイド

概要

『中華人民共和国専利法』第十二条の規定では、いずれの機関又は個人も他者の権利を実施する場合、専利権者と実施許諾契約を成立させ、専利権者に専利使用費用を支払う必要がある。被許諾者には契約で規定した以外の任意の機関又は個人が該専利を実施することを許可する権利はない。

『中華人民共和国民法典』第八百六十二条から第八百七十七条では技術譲渡契約及び技術許諾契約について規定しており、専利実施許諾契約締結の重要な根拠となる。

『中華人民共和国民法典』第八百六十五条では、専利実施許諾契約は該専利権の存続期限内のみ有効となる。専利権の有効期限が満了した場合又は専利権が無効宣告された場合、専利権者は該専利について他者と専利実施許諾契約を成立させることはできない。第八百六十六条の規定では、専利実施許諾契約の許諾者は約定に従って被許諾者が専利を実施することを許諾し、実施専利に関する技術資料を配布し、必要な技術指導を提供する必要がある。第八百六十七条の規定では、専利実施許諾契約の被許諾者は約定に従って専利を実施する必要があり、約定以外の第三者が該専利を実施することを許諾することはできず、約定に従って使用費用を支払う必要がある。

契約書の表紙

契約書には、名称及び所在地を含む双方の必要な基本情報を列記する必要がある。締結地、締結日、有効期限等を含む契約書自体の関連情報を記入する必要がある。一件の専利のみに関するものである場合、契約対象を特定可能とするために、発明の名称及び専利番号／専利出願番号を含む、許諾専利の関連情報を表紙に明記する必要がある。

前文（説明条項）

説明条項では、ライセンサーとライセンシーが如何なる目的で本項目について契約しようとしているのかを含み、契約双方の協力背景を簡単に説明する必要がある。テンプレートに基づき、当事者は実際の必要に応じてさらに補足を行うことができ、考え得る内容は許諾専利の構成背景、許諾専利の実施の見通し等を含むがこれらに限定されない。

第一条 名詞と用語（定義条項）

定義条項では契約における専有の名詞又は用語を定義する必要がある、その目的は、契約締結中及び後続の契約履行中に双方に理解面での相違が生じることを避けるためである。通常、定義の対象となり得る名詞又は用語は「許諾専利」、「許諾製品」、「技術資料」、「技術サービス」等を含む。「関係当事者」について定義する際は、双方は関連当事者の具体的な範囲を重視すべきであり、その理由は、関係当事者は契約におけるライセンシーと共に許諾を得ることができ、また、関係当事者の範囲は純売上高、純利益等の金額の計算に影響し、それにより許諾費用の金額に影響する可能性もあるためである。第一条第7款第(1)項の関係当事者の定義が双方の商業上の取り決めに適合しない場合、添付書類一で別途に明確にするように考慮することができる。

第二条 許諾の付与

許諾条項では許諾専利、許諾の方式と範囲、許諾実施行為、再許諾の可否等についてより明確にする必要がある。いくつかの技術許諾案件において、許諾専利自体以外でも、ライセンサーがライセンシーに一定の技術機密を提供することで契約の目的を果たす必要があり、この場合、技術機密の許諾について約定することができる。

1. 許諾専利

許諾専利条項の目的は、契約対象を明確にすることである。発明の名称、出願番号、公開（公告）番号等の情報は契約対象の明確化の助けとなる。複数の契約対象が存在する場合、添付書類二の表を使用して列記することを考慮してもよい。上記の方式でも契約対象

の範囲を記述するのに不十分である場合、当事者は自身らで約定することを考慮してもよい。専利は地域性を有するため、同一の技術手段でも異なる国家／地域にあれば専利保護できるか否かが異なる可能性がある。よって、ライセンシーが複数の国で関連専利技術を実施することについて契約する場合、当事者は契約対象に関連専利のпатентファミリーが含まれるか否かを考慮する必要がある。

2. 許諾の方式と範囲

専利実施許諾は一般的な実施許諾、排他的な実施許諾及び独占的な実施許諾に分けられる。

一般的な実施許諾とは、ライセンサーが契約で約定した範囲内で、ライセンシーが該実施許諾を実施することを許諾すると同時に、該許諾専利を実施する権利がライセンサーに留保され、且つライセンシー以外の機関又は個人が該許諾専利を実施することを引き続き許諾できることを意味する。

排他的な実施許諾とは、ライセンサーが契約で約定した範囲内で、単一のライセンシーのみが該許諾専利を実施することを許諾すると同時に、該許諾専利を実施する権利がライセンサーに留保されるが、ライセンシー以外の任意の機関又は個人が該許諾専利を実施できないことを意味する。

排他的な実施許諾とは、ライセンサーが契約で約定した範囲内で、単一のライセンシーのみが該許諾専利を実施することを許諾し、ライセンサー及び該ライセンシー以外の任意の機関又は個人がいずれも該許諾専利を実施できないことを意味する。

(1) 許諾期限

許諾期限は当事者双方が協議して確定するが、許諾専利の保護期間の範囲内にする必要がある。許諾専利の長期の許諾を双方が希望する場合、該許諾期限を該専利権の保護期間に約定するように考慮することができ、複数の専利に関する場合、最も遅い専利の期日に準ずる。双方は専利の価値を最大限に実現するために、特定の期間範囲内で独占的な実施許諾、排他的な実施許諾又は一般的な実施

許諾を有するように約定することもできる。

(2) 許諾地域

許諾契約では、中国某省（直轄市、自治区）、又は特定の国家もしくは地域のように許諾地域の名称を明確に約定する必要がある。

「ヨーロッパ連合」等のように、許諾契約において曖昧且つ許諾期限内に変更が生じる可能性のある地域の名称を使用することを避ける必要がある。紛らわしくならないようにするために、許諾契約の定義部分で対応する用語を明確にする必要がある。

ライセンサーは、一般的には許諾地域を広くすることを希望する。ただし許諾範囲の確定にはライセンサーの研究開発能力等の総合的な実力、及びライセンサーの要望を考慮する必要がある。提携開始時に、ライセンサーはライセンサーの全世界の各地域の科学研究能力を全面的に把握することはできず、通常はライセンサーに小さい許諾地域のみを与える。この時、ライセンサーは許諾地域を条件付きで拡大するいくつかの権利を取得することができる。例えば、医薬品の専利許諾について、ライセンサーは約定を提出することができ、短期間にライセンサーの製品の研究開発がマイルストーン的に認められた場合、許諾地域をさらに拡大する権利を有する。この場合、将来の提携リスクを最小化するために、ライセンサーは許諾地域を拡大した製品の研究開発、生産及び販売段階のライセンサーの権利義務を制限することができる。

3. 許諾実施行為

ライセンサーは自身の許諾戦略及びライセンサーの許諾の要望、業務経営範囲等の状況に応じて、許諾契約においてライセンサーの許諾活動、例えば研究開発、改善、生産、委託生産、販売又は委託販売、募集販売、輸入、輸出等を明確に約定することができる。司法実務の観点では、ライセンサーは特定の一つの権限を付与する際に、他の権限も共に付与することもできる。例えば、特別に約定してい

なくとも、ライセンシーが「販売権」を有するように付与すると、ライセンシーに「販売申し出権」及び「使用权」も同時に持たせることができる。方法の発明の専利権については、ライセンシーが「使用权」を有するように付与すると、ライセンシーに「製造権」も同時に持たせることができる。よって、ライセンサーはライセンシーに特定の権限を付与する時に、存在し得る黙示的な許諾状況に対する一定の予見能力が求められる。高等教育機関の科学研究機構がライセンサーとなる場合、許諾契約において、該許諾がライセンサーによる許諾専利の商業に無関係な学術研究への使用に影響しないように約定することもできる。

4. 再許諾

許諾契約では、ライセンシーが再許諾の権利を有するか否かについて明確に約定する必要がある。一般的に、ライセンサーの書面の合意を得ずに、ライセンシーはその許諾を他の第三者に再許諾することはできず、又は契約においてライセンシーが再許諾の権利を有さないことを直接的に約定する。

製品の生産及び販売の様々な特性を考慮し、生産、販売及びプロモーションの要件を満たすようにするために、双方はライセンシーが許諾製品をライセンシーの関係当事者及び第三者に再許諾することができることと約定することもできる。ライセンシーが再許諾の権利を有することをライセンサーが許可する場合、許諾契約では以下を明確にする必要がある。

- ◆ ライセンシーが再許諾を行使することができる具体的な範囲。
- ◆ ライセンシーが再許諾契約を締結する前に、ライセンサーの確認が必要であるか否か。
- ◆ ライセンシーが再許諾により得た許諾収益について、ライセンサーに分け合う権利があるか否か、如何に分け合うか。
- ◆ ライセンサーとライセンシーの間の許諾契約が終了するか、解除されるか又は満了となった後、再許諾契約の効力を如何に決定すべきか。

サブライセンシーの機密保持義務、改善成果の知的財産権、第三者の権利侵害等の事柄について明確にする必要があるか、又はライセンシーとサブライセンシーの間に連帯責任を設定する必要があると双方が認識していれば、さらに書面で約定を行うことができる。

5. 専利実施許諾契約の届出

『専利法実施細則』第十四条の規定では、専利権者と他者として成立させる専利実施許諾契約は、契約の効力が生じた日から3か月以内に国務院専利行政部門に届け出る必要がある。

専利実施許諾契約の届出は専利の権利保護に重要な意味を有する。『専利法』第七十一条の規定では、専利権を侵害した賠償額は権利侵害によって権利者が受けた実際の損失又は権利侵害によって権利侵害者が得た利益に基づいて確定される。権利者の損失又は権利侵害者が得た利益を確定させることが困難であれば、該専利許諾の使用費用の倍数を参考として合理的に確定する。『専利実施許諾契約届出法』（国家知識産権局令 第六十二号）第十九条の規定では、届け出た専利実施許諾契約の種類、期限、許諾使用費用の計算方法又は金額等は、専利業務を管理する部門が権利侵害の賠償金額について調停を行う際の参考とすることができる。『最高人民法院の知的財産権民事訴訟の証拠に関するいくつかの規定』第三十二条では、当事者が知的財産権の許諾使用費用の合理的な倍数を参考として賠償金額を確定すると主張する場合、人民法院は以下の要素を考慮して許諾使用費用の証拠を審査及び認定することができる。（一）許諾使用費用を実際に支払っているか否か及び支払い方式、許諾使用契約が実際に履行又は届出されているか否か.....。

注意すべきこととして、許諾専利が抵当状態にある場合、実施許諾契約の届出を行うには質権者の合意を得る必要がある。『専利権抵当登記法』（国家知識産権局公告第461号）第十八条の規定では、専利権抵当期間において、質権者が該専利の実施に合意してい

ることを証明する資料を質権設定者が提出していない場合、国家知識産権局は専利実施許諾契約手続きを行わない。

専利実施許諾契約の届出申請が審査を経て合格すると、国家知識産権局が専利登記簿に登記し、且つ当事者に『専利実施許諾契約届出証明』を送付する。国家知識産権局及び各地の専利代理事務所は専利実施許諾契約の届出について当事者に費用を徴収しない。

専利出願について成立させる許諾使用契約の届出について、当事者は国家知識産権局に届け出る専利出願が既に開示されている専利出願でなければならないということに留意する必要がある。『最高人民法院の技術契約紛争案件の審理の適用法律のいくつかの問題についての解釈』第二十九条の規定では、当事者間で出願専利の技術成果について成立させる許諾使用契約には、専利出願の開示前は、技術機密許諾契約の関連規定を適用する。発明専利出願の開示後、且つ授権前は、専利実施許諾契約の関連規定を参考とする。授権後は、元の契約が専利実施許諾契約であるため、専利実施許諾契約の関連規定を適用する。『専利実施許諾契約届出法』（国家知識産権局令 第六十二号）第二十条の規定では、当事者が専利出願実施許諾契約届出を行う場合、本法を参考として行う。出願届出時に、専利出願が拒絶された場合、取り下げられた場合又は取り下げられたとみなされた場合、届出を行わない。

第三条 許諾費用及び支払い方式

双方の間の商業上の取り決め及び許諾専利の範囲の違いに応じて、許諾費用及び支払い方式もそれぞれ異なる。許諾費用の支払い方式は一般的に以下のいくつかに分けられる。

1. 固定費

固定費は支払い方式に応じてさらに一括支払い及び分割支払いに細分化することができる。

- (1) 一括支払い。一括支払いはライセンシーが許諾費用を一括で清算可能である必要があり、ライセンシーの高い資金支払い能力が求められる。
- (2) 分割支払い。分割支払いはライセンサーとライセンシーの利益及びリスクを一体にすることができ、ライセンシーが可能な限り迅速に専利技術を会得して生産を開始するようにライセンサーがより関心を持ち且つより協力することを促進するのに有利であり、ライセンシーの経済的負担を軽減する。また、ライセンサーが違約した場合又は許諾専利が予期される技術指標に到達しない場合、ライセンシーは許諾費用を調整すること、ひいては支払いを停止することができ、ライセンシーに強い保護が提供される。

固定費の支払い方式がライセンシーにとって有利である点は、ライセンシーが自身の生産又は販売状況をライセンサーに定期的に報告する必要がない点である。また、専利使用状況の報告により生じる追加の費用、及びライセンサーの生産又は販売状況の監査への参加による生産経営活動への悪影響を低減することもできる。

2. マイルストーン支払い

一部の専利許諾（例えば医薬品の専利許諾）について、許諾製品の研究開発は長期的な業務であるため、ライセンシーが許諾専利を使用して製品開発を行う期間は多方面の要素による影響を受ける可能性があり、その進行度と結果には不確実性が存在する。よって、ライセンシーは通常はいくつかのマイルストーン方式の特定の事項の達成（例えば特定のフェーズの臨床試験、指定の医薬品の登録申請の提出、会社の医薬品販売許可の取得等）をもって費用を支払うよう要求する。マイルストーン支払いを約定することでライセンシーの初期の資金の負担を軽減できると同時に、技術開発失敗によるリスクを低減することもできる。

3. ランニングロイヤリティ

- (1) イニシャルペイメント。イニシャルペイメントは一般的に固定の金額として約定され、契約調印の日から一定期間内に支払い、且つ一般的に他の支払いの前提条件はない。許諾専利の価値及び許諾範囲に応じて、イニシャルペイメントの金額も異なる。
- (2) 売上高のランニングロイヤリティ。許諾地域での許諾製品の販売後に、一か月／半年／一年ごとの純売上高から双方が約定した一定の割合でライセンシーがライセンサーに支払いを行う返還不可の売上高のランニングロイヤリティである。双方は純売上高の定義に留意し、後続の関連代価の計算時に紛争が起こるリスクを低減する必要がある。販売対象、計上の根拠、差し引き範囲等の事項について、双方は添付書類一等で別途約定することで明確にすることができる。

売上高のランニングロイヤリティの計算は純売上高と密接に関係し、再許諾の許可、複数のライセンシーへの同時の実施許諾を行う場合、ライセンサーは許諾費用を徴収するのが困難になり、よって、ライセンサーは通常、ライセンシーの販売、在庫等の財務データの監査及び調査を要求することができる。ライセンシーとしては、該許諾製品の販売データを保有し、ライセンサーに該販売データ、及び合理的な補助資料、例えば第三者の監査機関が発行した報告書を提供する義務を有する。ライセンサーがライセンシーの提供する販売データに疑義を有する場合、ライセンシーがそれについて説明を行うように又はさらなる説明資料を提供するように要求する権利を有する。ライセンサーが第三者の財務監査機関に自身で委託して該販売データの確認を行うこともある。監査結果とライセンシーが発行した報告書が一致しない場合、ライセンサーは監査が基準を満たさない場合の処理方式について約定することもできる。それに対応して、生じる追加の監査費用についても、双方は許諾契約において明確に約定する必要がある。

- (3) 利益のランニングロイヤリティ

純売上高から双方が約定した一定の割合でライセンサーがライセンサーに許諾費用の支払いを行うこととは異なり、利益のランニングロイヤリティの計算基準数値はライセンサーの許諾製品の純利益である。ライセンサーは、通常は実際の販売価格から許諾製品に関する全てのコストを差し引くことで、売上高のランニングロイヤリティの計算基準数値を下げようとし、ライセンサーは差し引き可能なコストの範囲を制限しようとする。よって、契約双方は純利益の定義に留意し、後続の関連代価の計算時に紛争が起こるリスクを低減する必要がある、販売対象、計上の根拠、差し引き範囲等の事項について、双方は添付書類一等で別途約定することで明確にすることができる。

4. 国際決算方式

該契約が国境を超えた専利実施許諾契約である場合、国際決算方式を採用すべきであり、通常は国際送金、国際代金取立て、国際信用状、国際ファクタリング等がある。国際送金とはライセンサーから代価をライセンサーに自発的に送る決算方式であり、注文時現金払い、一覧払い、書類引換現金払いを含む。国際代金取立てとはライセンサーからライセンサーに為替手形を振り出し、銀行に委任してライセンサーから代価を回収する決算方式である。国際信用状とは信用状開設依頼銀行が開設依頼者からの請求又は自身の必要性に応じて第三者（受益者）に発行する、一定条件下での支払いを保証する証書である。国際ファクタリングとはライセンサーが売掛金勘定明細書及び船積書類をファクターに譲渡することで代価を回収し、ファクターがライセンサーの未払い又は支払い遅滞の責任を負うという決算方式であり、リコースファクタリング及びノンリコースファクタリングを含む。

国際送金及び国際代金取立てでは銀行が代価の保証を一切せず、支払われるか否かは買い手の信用に完全に依存し、双方の協力関係が良好である場合に適し、比較的便利である。一方、国際信用状、国際ファクタリングでは銀行又はファクターが買い手の違約のリスク

を負担するため、ライセンサーに有利である。

第四条 技術資料の配布と査収（オプション）

許諾契約双方は契約において許諾資料の配布と査収基準について明確に約定する必要があるとあり、査収基準は添付書類として、リストの形式で列記する。通常、許諾専利が発明専利又は実用新案である場合、構成、プロセス、図面又は関連の技術機密を技術資料に列記するか否かを考慮する必要があるとあり、外観設計の場合は通常は技術機密関連内容には言及しない。

双方は配布条件を約定する際に、技術資料の配布日、場所、方式を明確にする必要がある。郵送の形式で配布する場合、配布日は通常は消印日であり、対面して配布する場合、配布日はライセンシーの署名受取日である。上記配布条件を明確に約定する必要がある理由は、契約の約定に基づいて技術資料の配布を実行すると、技術資料の保管責任もライセンサーからライセンシーに移行するためである。

技術資料の査収について、双方は契約書の添付書類に列記された査収基準に厳格に従って行う必要がある。ライセンシーは自身で査収を行ってもよく、独立した第三者に査収を行うように委任してもよい。査収が不合格である場合について、双方はこのような状況における双方の権利義務、例えば、救済措置の回数、契約の終了を認めるか否か、査収費用の負担、査収報告書の署名等について約定する必要がある。

第五条 技術サービスと研修（オプション）

多くの場合、ライセンシーはライセンサーの専利及び技術資料を取得した直後に、当該技術を独立して実施することはできず、ライセンサーによる一定の人員研修及び技術指導の提供に依存する必要がある。よって、専利許諾契約において、ライセンシーは通常はライセンサーの技術協力提供義務について約定する（通常は、許諾専利が発明専利又は実用新案である場合は、技術サービス又は研修が必要となる可能性が高く、外観設計についての許諾の場合は、必要となる可能性が低い）。将来的な紛争を避けるため、双方は技術サービス及び研修の提供方式、査収基準、費用等について約定を行うことができる。そのうち、技術サービス及び

研修の費用について、双方が許諾費用で賄っている場合、支払いの取り決めを別途に行う必要はない。

ライセンシーはライセンサーに技術協力の結果に対する責任を負うよう要求することができ、例えばライセンシーが許諾製品の製造に成功するように又は特定の生産効率及び品質に到達するようにライセンサーが約束又は保証することを約定することができる。この場合、ライセンサーは条項の記載表現に特に留意し、自身の義務を完全且つ合理的に履行しながら、過度の責任を可能な限り負わないようにする必要がある。

第六条 機密保持条項

専利許諾では、許諾交渉が長期化し、関与する人員が多くなり（例えば双方の関連当事者、従業員、取締役、代理人、請負業者、コンサルタント及び顧問等）、情報交換が広範になり、これらのいずれによっても専利許諾交渉中に開示された双方当事者の商業的情報が漏洩しやすくなる。また、専利許諾の実施中に、双方とも、例えば未公開の専利出願、技術資料及び財務、商業、業務、運営又は技術的な他の情報及びデータ等のような各種の情報を開示することができる。これらの情報は漏洩すると、情報保有者に致命的な影響を与える。よって、許諾契約において、双方は許諾交渉中及び後続の過程において開示するどの情報が機密情報であるかを定義し、双方の機密保持義務を明確にする必要がある。

第七条 後続の改善成果の提供と分け合い

許諾契約の締結後に、双方はいずれも許諾された専利を改善することで、新たな改善技術を構成する可能性がある。何が改善であるかについて、技術改善を行う一方は広い基準で改善を定義する傾向があるが、他方はその逆である可能性がある。よって、許諾契約において、まず明確にする必要があることは、双方が許諾専利に改善を行う権利を有するか否かである。改善を認める場合、後続の改善技術について明確に定義する。また、許諾契約の締結時に、許諾専利に基づいて構成した改善の権利の帰属についても約定を行う必要がある。例えば該改善技術がライセンサーによって構成されたものである場合、該改善技術について、ライセンシーが許諾契約に基づいて追加の許諾費用を支払うことなく許諾を自動的に得ることができるか否か。例えば該改善技術がライセンシーによ

って構成されたものである場合、該改善技術をその専利一式に補足することで、その専利一式の価値を増加させることができるようにするために、ライセンサーが許諾契約によって該後続の改善技術の所有権又は使用権を事前に取得する必要があるか否か。双方の後続の改善成果の相互許諾の関連事項についてさらに提携を行うことを希望する場合、許諾の目的、範囲、費用等の事項についてさらに協議を行い、許諾協定に別途に調印するように考慮することができる。

第八条 陳述と保証

許諾契約において完全な陳述と保証の条項を設定することは、双方がリスクの区分及び責任の分担を明確にするのに有利である。陳述と保証の条項において、ライセンサーが許諾専利を実施する際に任意の第三者の権利を侵害しないようにライセンサーが保証し、さもなくばライセンサーのこれによる損失をライセンサーが賠償する必要があるというようにライセンサーが要求する可能性があり、この陳述と保証はライセンサーに対する要求が高く、当事者双方はこれについて慎重に考慮する。一般的に、専利許諾契約で「権利侵害しない保証」をライセンサーが行うよう要求する場合、許諾費用もそれに応じて高くなる。ライセンサーが許諾専利を実施する際に任意の第三者の権利を侵害しないようにライセンサーが保証することができない場合、双方は具体的な状況に応じて、許諾専利の実施により第三者の権利を侵害した時の具体的な責任の所在及び費用について約定することができる。

第九条 技術の輸出入管理（オプション）

『中華人民共和国技術輸出入管理条例』第二条では専利実施許諾を規制範囲に盛り込んであり、輸出入禁止、輸出入制限及び輸出入自由の三つに分類し、各区分でのそれぞれの管理要件に留意し、行政の強制力のある規定を無視することで契約の履行不能等の違約が発生することを防止する必要がある。

専利許諾において中国と他の国家／地域の間で技術のやりとりが行われる場合、中国の法律法規に規定の技術輸出入管理規則に加え、外国の法律法規に規定の技術輸出入管理要件が存在する可能性もある。双方

は許諾計画の商業上の目的に鑑み、対応する権利義務（主に技術の輸出入のコンプライアンスリスクの相手方への確認、警告及び技術の輸出入の行政手続き義務の履行）について取り決めを行う必要がある。

第十条 知的財産権侵害対応及び共同専利保護

第三者が許諾専利に対して行う可能性がある権利侵害訴訟について、許諾契約において第三者の訴訟の対応主体、訴訟費用の負担、敗訴時の権利侵害損害賠償責任の所在等の事項について、明確に規定する必要がある。実務において、一方を主要応訴側とし、他方が必要な協力を提供する責のみを負うことを双方が事前に約定するケースも存在する。この場合、双方は具体的な状況に応じて協議することができ、例えば、特にライセンサーが権利保護条件を現地で満たしていない場合、独占的な許諾において、ライセンシーが主要応訴側となる可能性がある。計画によっては、ライセンサーは第八条の陳述と保証の条項において、ライセンサーが具体的な応訴の事柄の方策の責を負う必要があるという前提で、許諾専利に対して瑕疵の責を負うことを承認するように合意する可能性があり、これについて、双方は関連の取り決めを第十条において明確にすることもできる。

ライセンサーに授權されていない第三者がライセンサーの専利を無許諾で実施するケースでは、ライセンサー及びライセンシーの両者の利益に悪影響が生じる。よって、許諾契約において第三者の権利訴訟における双方の権利義務について明確に約定する必要がある。権利保護のしやすさの観点では、ライセンサー又はライセンシーのうちのいずれの一方も、許諾専利が第三者に侵害されていると知った際に、一定期限内に他方に書面で通知する義務を有するというのが一般的な手立てである。この状況で、ライセンシーが該第三者に対する起訴権を有するか否かの問題について、当事者は実際の状況に応じて約定を行うことができる。双方が該事項について約定を行っていない場合、通常は独占的な実施許諾の被許諾者、専利権者が起訴しない排他的な実施許諾の被許諾者が、『専利法』の関連条項の「利害関係者」として、権利侵害訴訟を単独で提起する権利を有するとみなす。また、双方は訴訟費用の負担、第三者から得る権利侵害損害賠償金の利益分配についても明確に約定する必要がある。

第十一条 専利権が無効宣告された（又は専利出願が拒絶された）場合の処理

『中華人民共和国専利法』第四十七条の規定では、専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告前に人民法院が下して執行済みの専利権侵害判決、調停書、履行又は強制執行済みの専利権侵害紛争処理決定、及び履行済みの専利実施許諾契約及び専利権譲渡契約に対して、遡及効を有しない。ただし専利権者の悪意により他者に与えた損失については、賠償する必要がある。該規定に基づくと、専利権が無効宣告された時に、未履行の又は履行中の専利実施許諾契約は履行を即刻停止する必要があり、ライセンシーは関連費用の支払いを停止することができる。

双方は許諾契約において専利権が無効宣告された際の処理について約定を行うことができ、例えば公平の原則に明らかな違反がなく、且つライセンサーが悪意でライセンシーに損害を与えていない場合、ライセンサーはライセンシーに許諾費用を返還する必要がない。双方は許諾費用の全額を返還するように約定することができ、一部を返還するように決定することもでき、契約が一定期間を超過して履行された場合又はライセンシーが経済的な利益をすでに得てから専利権が無効宣告された場合は、返還しないか又は少額を返還するように約定することもできる。また、無効審決で専利権の請求項の一部が無効宣告され、一部の請求項が有効であるというケースとなる可能性もある。該条項では上記の起こり得るケースに関して約定を明確にすることが推奨される。

専利出願の実施許諾契約について、専利出願は授権されていない可能性があり、特に発明専利出願は、専利権が付与されるか否かについて確定できない状態である。専利出願が取り下げられたとみなされること又は拒絶されることについて、双方は契約解除の条件として約定することができる。取り下げられたとみなされたか又は拒絶された場合は救済措置を行ってもよく、授権の可能性がまだ存在するため、すぐには契約解除をせずに、取り下げられたとみなされたことに対して答弁を行うか、又は拒絶決定に対して復審請求を行うように約定し、関連の費用を明確にすることもできる。許諾費用を返還するか否かの処理について、許諾費用の全額を返還するように約定することができ、一部を返還するよう

に決定することもでき、契約が一定期間を超過して履行された場合又はライセンシーが経済的な利益をすでに得てから専利出願が取り下げられたとみなされたかもしくは拒絶された場合は、返還しないか又は少額を返還するように約定することもできる。

ライセンシーは許諾専利の法的状態を全面的に把握し且つ即座に留意する必要がある。一般的に、契約の有効期間に、ライセンサーは受け取り済みの専利管理部門又は法院が発行した許諾専利の法的状態が変化したこと又は変化が生じる可能性があることを示す文書（専利権無効宣告請求書、口頭審理通知書、専利出願審査意見通知書、取り下げられたとみなす通知書、拒絶通知書等）の情報をライセンシーに即時に通知するように第八条で承認する必要がある。ライセンシーは直接的に専利管理部門が専利登記簿等を閲覧する方式で、許諾専利にかつて行われた又は現在行われている譲渡、許諾、抵当、保全、復審、無効宣告等の各状況を理解しておくこともできる。許諾専利が専利出願である場合、譲受側は専利管理部門が発行した通知書により、その将来的な授権の見通しを判断することができる。実用新案又は外観設計専利権について、ライセンシーは該許諾専利の専利権評価報告書が発行されているか否か、及び報告書における該専利が授権条件に適合するか否かについての具体的な見解に留意する必要がある。

第十二条 不可抗力

不可抗力条項の役割は双方の特定の状況における責任を免除することであり、双方は何が不可抗力であるか、不可抗力発生後の契約の取り決め及び損失に対する責任の分担方式、不可抗力発生後の通知形式に、通知の期限、通知の形式（例えば書面の形式等）、通知の内容を含む契約上特殊な要件があるか否か、及び如何にして損失を即時に減少させるか、いつ契約を終了させるか等について明確に約定する必要がある。

第十三条 送達

専利許諾渡契約に関する技術資料が複雑且つ専門的である可能性を考慮し、専門の担当者が対応するように双方が取り決めることで、専利許諾のスムーズな完了を保証することが推奨される。また、送達条項を約定することで、双方に紛争が発生した際に、双方が通知、資料の送達に

ついて争議することを避けることもできる。

第十四条 違約と損害賠償

ライセンサーが許諾契約を履行する際に、違約行為が存在する可能性がある。通常は、ライセンサーの一般的な違約のケースは、技術資料、技術サービス、研修を提供していないケース又はそれを即時に完全に提供していないケース、排他的な実施許諾において、ライセンシー以外の第三者が本契約における許諾専利を実施することを許諾するケース、又は独占的な実施許諾において、本契約における許諾専利をライセンサーが自身で実施するかもしくはライセンシー以外の第三者が実施することを許諾するケースを含む。ライセンシーが許諾契約を履行する際にも、違約行為が存在する可能性がある。通常は、ライセンシーの一般的な違約のケースは、許諾費用を支払っていないケース又は適時に満額を支払っていないケース、契約における許諾方式又は範囲に違反して許諾専利を使用するケース及び契約の機密保持条項に違反することで、ライセンサーの機密情報を漏洩させるケース等を含む。

上記の違約行為について、双方は許諾契約において違約条項を規定し、契約違反側が一定金額の違約金を支払うように要求することができ、且つ契約遵守側がこのような場合に契約を終了させる権利を有するように規定することもできる。ただし双方にとって、このような違約行為は故意でなくても発生する可能性がある。例えばライセンシーが許諾費用を支払わなかったために、ライセンシーが許諾製品の生産又は販売を停止しなければならなくなったのであれば、ライセンシーに補填が困難な損失が生じる可能性がある。よって、双方は許諾契約において違約通知期間を約定し、契約遵守側がこのような状況で契約違反側に通知を行い、且つ契約違反側が救済措置を行うことを許可するように要求することができ、契約違反側が通知の期限内に一切の救済措置を採択しない場合に限り、契約遵守側は契約終了等の権利を行使することができる。

違約金が約定されている場合を除き、当事者の一方が契約義務を履行しないか又は不適切な約定を履行することで、相手方が損失を受けた場合も、損害賠償を主張することができる。『民法典』第五百八十四条によれば、損失賠償額は、契約履行後に得ることができる利益を含む、違約

による損失に相当すべきである。ただし、契約違反側が契約成立時に予見できる違約により生じる可能性のある損失を超えることはない。

第十五条 税（オプション）

専利実施許諾契約において、各当事者の納税義務等の事項の条項について、通常は「税」の条項と称する。納税主体が如何に納税すべきかは、納税主体又は納税客体の管轄権を有する国家の法律により規定されるものとする。取引の当事者は納税主体として、如何なる形式で約定された納税事項でも、法律で規定された納税義務を排除することはできない。

しかし、専利実施許諾契約において通常は税の条項が見られる。その主な理由は以下のためである。(1) 当事者が双方の間で生じる可能性のある税務事項の誤解を避けるために、法律に規定の納税義務を再説明する必要があるため。(2) 我が国の税法では各種の税の納税義務者を明確に規定しているが、納税義務者以外の者が税を負担するように納税義務者と契約の相手方が約定することを明確には禁止しておらず、契約双方が税の条項で税の経済的負担についての約定を行うことができるため。

第十六条 紛争解決

紛争解決条項では許諾契約に適用される法律及び紛争解決方式を明確にすべきである。

適用される法律の面では、専利実施許諾契約が国際的な要素に関連しない場合、中華人民共和国の法律を統一的に適用する。一方の当事者が中国国民又は法人であるか、許諾実施行為が中国で発生する場合、一般的に中華人民共和国の法律を適用するものとする。専利実施許諾契約で調整するのが国際知的財産権関係である場合、『中華人民共和国国際民事関係法律適用法』第四十一条及び第四十九条に基づき、当事者が契約において知的財産権の許諾に適用される法律を協議して選択する必要があり、一般的なものとしては、契約を履行する場所の法律、契約調印地の法律、特定の中立国家又は地域の法律、双方の所在地の法律等がある。

紛争解決方式は一般的に調停、訴訟及び仲裁に分けられる。双方が

紛争解決方式を如何に選択するかは、特に訴訟及び仲裁の二種の方式の選択において、効率、柔軟性、権利救済措置等の多方面の要素を総合的に考慮する必要がある。

効率の面で考慮すると、双方は紛争が発生すると、金銭的、時間的コストがかかるのを避けるために、一般的に可能な限り短期間で解決したいと考える。この点において、仲裁が優勢である。まず、仲裁は受理及び開廷手続きが簡単であるのに対し、訴訟は複雑である。次に、仲裁は最終的なものであり、裁決の効力が直ちに生じる。訴訟は二審を最終審とし、当事者が一審の判決を不服とする場合は上訴することができ、上訴提起手続きにも時間がかかる。

権利救済措置の面で考慮すると、仲裁は最終的なものであり、迅速且つ便利であると同時に、二審の監督的役割を失っており、当事者は権利をさらに主張する手立てを講じる余地がない（法的には、当事者は法院に仲裁裁決の取り消しを申請することができる）。比較すると、訴訟は二審を最終審とし、法的に効力がある判決でも、当事者は上級法院に再審を申請することができ、幅広く救済措置をとることができる。また、解決方式として仲裁と訴訟のどちらを採択しても、仲裁廷が裁決を下す前又は法院が判決を下す前に、当事者は調停を行うことができる。

第十七条 契約の効力の発生、変更と終了

本条項の役割は、許諾契約の効力が生じる時期、及び契約を変更、修正、終了する場合に満たす必要がある条件を明確にすることであり、一般的な契約の基本条項である。実務において、当事者は許諾契約の終了日等の事前の情報に基づき、専利実施許諾契約の効力が生じる日を専門的に設定する可能性がある。上記の状況が確実に存在するのであれば、双方は第十七条で別途に約定を行うことができる。

ライセンサーが許諾専利を積極的に実施することを促すために、実務において（特に独占的な実施許諾の場合）ライセンサーは、一定期限内にライセンサーが正当な理由なく許諾専利を実施しないのであれば、ライセンサーが専利実施許諾契約を一方的に終了させる権利を有するように要求することができる。上記の必要性が確実に存在するのであれば、

双方は第十七条で別途に約定を行うことができる。

第十八条 その他

前出の十七条には含まれないが、予見不可能な技術的問題の解決方法、予見不可能な技術的問題の解決方法等を含む、他の特殊な約定のような、特別に約定する必要がある内容。

出所：国家知識産権局商標局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/30/art_75_186010.html

※本ウェブサイトには、当事者が、実情を踏まえた上で、自発的かつ合理的な選択に基づいて契約書等を使用すべきであることが記載されている。

※本資料は、ジェットロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承ください。